

# 合併協議会ニュース

編集・発行 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局  
住 所 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
TEL(0133)76-1101 FAX(0133)72-5990  
e-mail ishikari1@ishi3-gappei.jp  
URL http://www.ishi3-gappei.jp

第14号

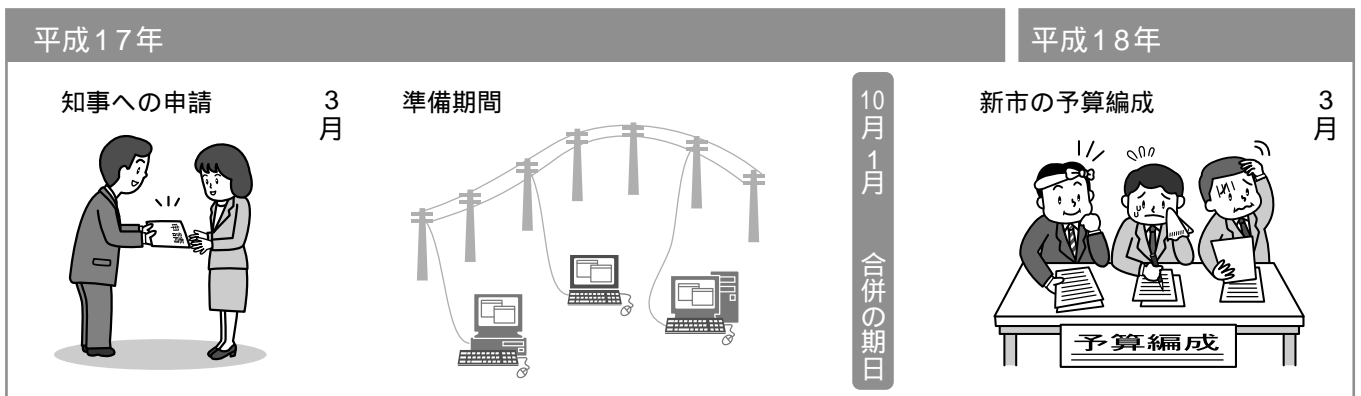
平成16年7月22日発行

合併協議会は、合併の判断材料として「合併するとした場合の姿」を協議する組織です。

## 合併するとした場合、合併の期日は「平成17年10月1日」となります。

### 期日

平成17年3月31日までに知事に申請を行い、平成18年3月31日までに合併する場合は、合併特例法のさまざまな財政支援を受けることができます。合併の手続きに約4ヶ月、住民の皆さんにお知らせする期間や電算システムの統合などに6ヶ月程度必要なことや、平成18年度予算編成を新市として行なうことなどを考え、合併の期日は平成17年10月1日となりました。



### 第12回協議会までの「合併協定書(案)」ができました

合併協定書とは、合併協議会で話し合い確認した内容をまとめたものです。

#### 掲載項目

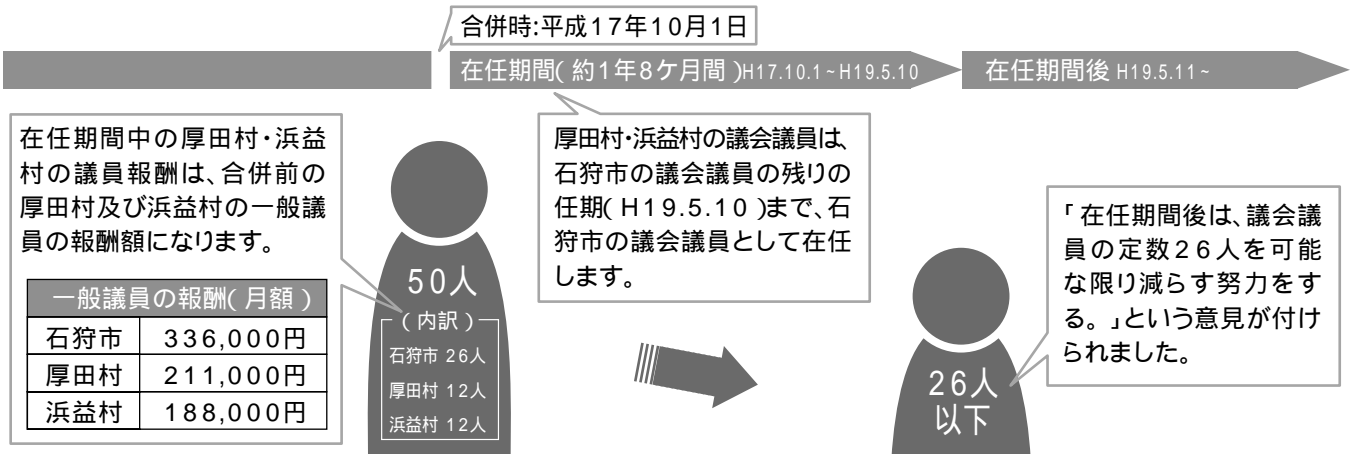
- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- 財産の取扱い
- 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 地方税の取扱い(国民健康保険税を除く)
- 他にも住民サービスなどについて掲載されています。



# 議会

## 新市誕生から約1年8ヶ月間は、 3市村の議員全員で新しいまちづくりを考えます。

▶ 合併特例法の在任特例を適用しません（議員定数：26人 在任特例期間のみ50人）



### 議会議員の定数を決めるまでの動き

合併後の一定期間は、2村地域の不安を解消し、新市としての一体感を育むため、2村の議員を在任させ、「2村地域の声を十分新市に反映させたい」、「新市のまちづくりに参加したい」という意見の一方で、「議員の数が50人となれば一時的にしても議員報酬が増加し新市の財政負担となる」、「50人では住民の理解が得られない」などの意見がありました。こうしたことから、「50人の議員の在任期間中は財政負担を増やさないよう、報酬額を現在の2村の一般議員の報酬額のままとする」との意見が小委員会から出され、協議会でそのように取り扱うこととなりました。

また新市の条例定数についても「在任特例後は議会議員の定数を26人から可能な限り減らす努力をすること」という意見を付けることとなりました。

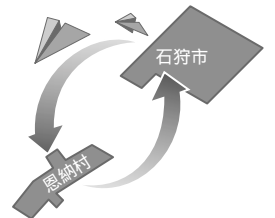
# づま くり

### 中学生の交流事業を行ないます

石狩市で行われている沖縄県恩納(おんな)村との交流事業は引き続き行います。

厚田村の友好町村、石川県門前町への派遣事業は、門前町においても合併の協議が進められているので、友好町村を含め新市において検討します。

浜益村のハワイ研修は、中学2年生全員が対象であり、新市での財政負担や地域の均衡を考え、新市においては行なわないこととします。



### 地域の足を確保します

住民生活に密着した地域の足を確保していくため、札幌・滝川方面と結ぶバス路線や厚田・浜益村内の路線を引き続き維持するとともに、循環バスなど地域に即した新しい交通システムのあり方についても検討を進めます。



# 自治

## “地域自治区”という新しい住民自治の仕組みができます

地域のまちづくりに住民の意見を反映させるため「地域自治区」が設置されることになりました。地域自治区には、地域のまちづくりを考える地域協議会という組織を持つとともに、地域の身近な住民サービスなどを行なう支所が設置されます。

本来は市全域を区分して地域自治区を設置することが望まれますが、合併までの期間を考えると時間的に難しいことから、合併による特例を利用し、まず、厚田村、浜益村の区域に地域自治区を設置することとしました。

### 地域自治区を設置した新石狩市のイメージ



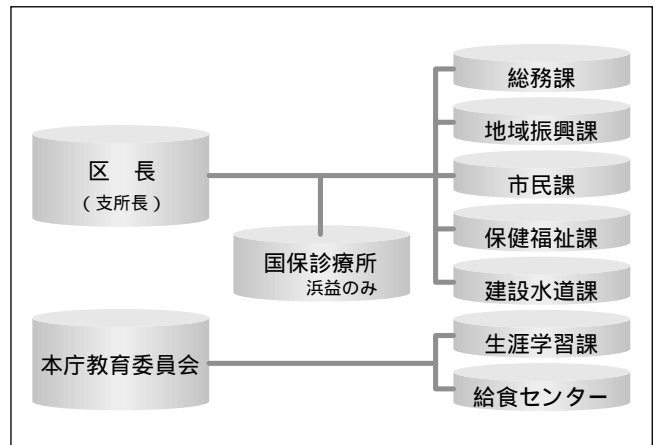
#### ▶ 厚田・浜益の地域自治区は次のような特徴があります。

- ・ 設置期間は合併の日から10年間とします。
- ・ 合併時から4年間は支所長に代えて特別職の区長を置きます。
- ・ 地域協議会は15人以内の委員で組織します。
- ・ 地域協議会は新市建設計画、過疎計画、地域振興のための基金の活用に関することなどについて審議し、市長に意見を述べます。

#### ▶ 地域自治区の事務所として支所が置かれます。

管理的な業務は、本庁業務として行いますが、住民生活に密着した住民サービスや窓口業務などについては今までどおり支所（旧村役場）で行うこととなります。

#### 新市における支所組織のイメージ



# 慣行

### 新市のシンボルマーク

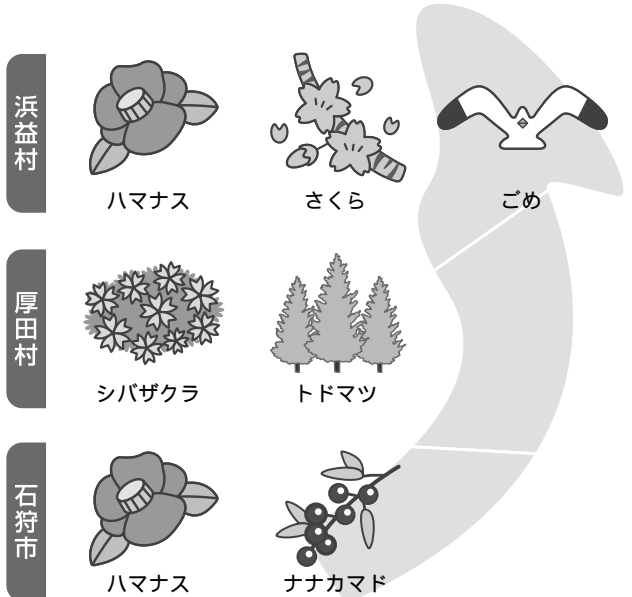
**市章**  
現石狩市の市章とします。

#### 市民憲章

市民憲章は、市の区域が広がるため、新市において新たな憲章を制定します

#### 市の花・木・鳥

合併時には現石狩市の花と木を用いますが、新市において、新しい花、木、鳥の制定などについて検討します。



## 第13回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会議案

協議	項目	協議結果
協議第1号	<p>地域審議会の取扱い</p> <p>地域審議会を設置しないものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の厚田村及び浜益村の区域に「地域自治区」を置くものとする。なお、同法第5条の5及び第5条の6の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書(案)」によるものとする。</p>	確認 16.6.30
協議第2号	<p>慣行の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>市民憲章については、新市において新たな憲章を制定するものとする。</li> <li>厚田村の栄誉村民については、新市において規則を定め引き継ぐものとする。</li> </ul>	確認 16.6.30 文案修正
協議第3号	<p>まちづくり関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>総合計画については、新市において速やかに策定するものとする。</li> <li>生活交通路線維持確保事業については、現行のとおりとする。</li> <li>厚田村の児童生徒派遣事業については、新市において検討するものとする。</li> <li>担い手支援及びまちづくりに関する助成については、新市において再編に向けて検討するものとする。</li> </ul>	確認 16.6.30
協議第4号	<p>合併の期日</p> <p>平成17年10月1日とする。</p>	確認 16.6.30
協議第5号	事務事業の変更に伴う再確認について	確認 16.6.30
協議第6号	合併協定書(案)について(事前確認)	確認 16.6.30
協議第7号	<p>議会議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>厚田村及び浜益村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、石狩市の残任期間に限り、引き続き石狩市の議会議員として在任するものとする。</p>	確認 16.6.30
協議第8号	<p>特別職関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>地域自治区の区長及び地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定めるものとする。</li> <li>市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する期間において在任することとなる厚田村及び浜益村の議会議員の報酬等については、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬等によるものとする。</li> </ul>	確認 16.6.30 文案追加

### 会議の開催日程等について

第14回協議会は7月28日(水)13:00から、厚田村総合センターで開催されます。

協議会に関するお問合せは合併協議会事務局のほか、各市村企画担当までご連絡ください。

石狩市企画調整課 TEL 0133-72-3161  
厚田村まちづくり推進課 TEL 0133-78-2011  
浜益村総務企画課 TEL 0133-79-2111

### 合併に関するご意見・ご質問を募集しています

合併に関するご意見・ご質問がありましたら、FAX・電子メールなど形式を問わず、受け付けしております。  
紙面・ホームページによりお答えしていきます。

### 合併協議会は傍聴できます。

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴することができます。(当日受付)

### 会議録を公開する場所

石狩市

- ・石狩市役所
- ・石狩市民図書館
- ・石狩市民図書館花川北分館  
(花川北コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館花川南分館  
(花川南コミュニティセンター内)
- ・石狩市民図書館八幡分館  
(八幡コミュニティセンター内)

厚田村

- ・厚田村役場
- ・厚田村総合センター

浜益村

- ・浜益村役場
- ・浜益村交流センター(ふれあいセンターきらり)

- ・石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局(石狩市役所3階)
- ・閲覧時間については、各所の執務時間又は開館時間となっております。